

「新潟県動物の愛護および管理に関する条例」を改正し、猫を飼う場合のルールを定めました！

県では、人と動物が共生するところ豊かな社会の実現を目指してさまざまな取組をしています。

このたび、猫に関するトラブルを減らし、地域の生活環境を守るため、新たに猫を飼育する場合のルールを定めた県条例が、平成28年7月1日から施行されます。

県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします



猫を飼っている方へ

- 室内で飼うよう努めましょう
- 繁殖を防ぐため不妊去勢手術を行うよう努めましょう



飼い主のいない猫のお世話をしている方へ

- 繁殖を防ぐため不妊去勢手術を行うよう努めましょう
- 周辺地域の住民の理解を得るよう努めましょう



飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を補助します

注目

県では、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、手術を行う方に補助金を出しています。

詳しくは、お住まいの地域の保健所にお問い合わせください（新潟市は除く）。

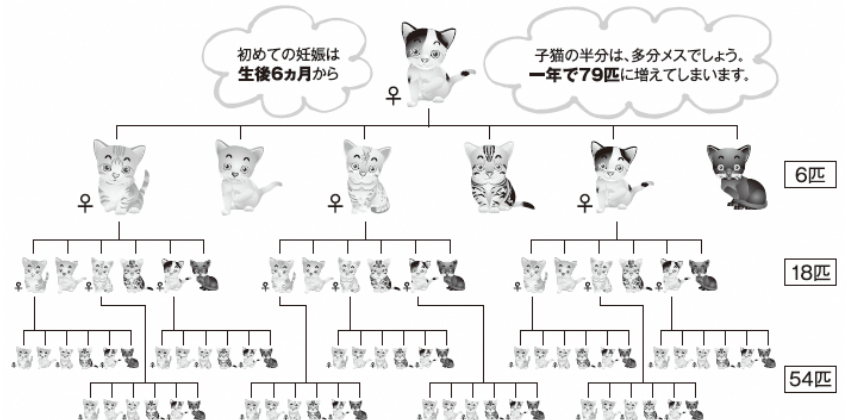
＜補助金額＞ 1頭あたり オス：5,000円 メス：10,000円

条例改正に関する問い合わせ先：新潟県福祉保健部生活衛生課 動物愛護・衛生係

電話：025-280-5206

猫算を知っていますか？

猫は1回の出産で4～8匹の子猫を産み、年に2～3回の出産が可能です。メスの子猫は生後6ヶ月程で繁殖できるようになり、妊娠期間はわずか60日です。計算上は、1匹の猫が1年で20匹、2年なら80匹程に増えてしまいます。



おねがい！猫をふやさないで！

動物愛護センターや保健所には、行き場のない猫たちが年間1000匹以上収容されます。なぜでしょう？

保健所には、迷い猫に餌をあげていたら出産し、それを放置していたら何十匹にもなってしまったとの相談が数多く寄せられています。かわいそうだと思ったら、餌をあげるだけでなく、まずは猫の保護者として不妊去勢手術をしてあげてください。そして、ご近所に迷惑がかからないようトイレを作ってフンやオシッコの面倒も見てあげてください。



猫に関するお悩み、困りことはお気軽に
下記にご相談ください。

新潟県動物愛護センター

長岡市関原町1-2663-6 TEL.0258-21-5501

下越動物保護管理センター

新発田市奥山新保430

TEL.0254-24-0207

上越動物保護管理センター

上越市中正善寺1340

TEL.025-525-9263

佐渡保健所生活衛生課

佐渡市相川二町目浜町20-1

TEL.0259-74-3399